

# 石川県海岸漂着物対策推進地域計画

令和2年4月

石 川 県



## はじめに

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は身近な存在であり、古来より我が国の人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下、「海岸漂着物処理推進法」という。) が公布・施行され、海岸漂着物処理推進法に基づき、県では、海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。以下同じ。）の処理や発生抑制の取組などを行ってきた。

しかしながら、現在においても、依然として我が国の海岸には、国内外から多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が漂着し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類(以下「海洋プラスチックごみ」という。) や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

このような状況を受け、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「改正海岸漂着物処理推進法」という。) が平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行された。

これを受けて、今般、必要事項を新たに盛り込むなど、本計画を改定することとした。

## 目 次

I	石川県における海岸漂着物対策の基本的な方向性	1
1	石川県の海岸の概要	1
2	海岸漂着物等の現状	2
3	石川県における海岸漂着物対策の基本的な方向性	3
(1)	海岸漂着物等の円滑な処理	3
(2)	海岸漂着物等の効果的な発生抑制	4
(3)	多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	6
(4)	国際協力の推進	7
(5)	その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項	7
II	石川県海岸漂着物対策地域計画	9
1	石川県海岸漂着物対策地域計画の内容	9
2	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	9
(1)	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	9
(2)	重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	13
3	関係者の役割分担と相互協力に関する事項	14
4	海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要なこと	16
(1)	モニタリングの実施	16
(2)	災害等の緊急時における対応	16
(3)	地域住民、民間団体等の参画と情報提供	16
(4)	地域計画の変更	16

## I 石川県における海岸漂着物対策の基本的な方向性

### 1 石川県の海岸の概要

石川県の海岸は、長大な砂浜海岸が続く加越沿岸と、日本海側に大きく突き出た能登半島沿岸からなっている。県内19市町のうち15市町が海に面しており、県民の暮らしも生活、観光、産業など海との深いつながりを持っている。

石川県の海岸延長580.6kmのうち、約227kmは越前加賀海岸国定公園と能登半島国定公園に指定されており、観光の重要な拠点となっている。

さらに、千里浜なぎさドライブウェイをはじめ、いしかわ自然百景に指定される景勝地や海水浴場及び海岸に面して能登島水族館や都市公園等が連続して位置し、釣りやヨット等のレジャーも含め、多種多様な利用がなされ、県民の憩いの場となっている。

また、加越沿岸北部及び能登半島沿岸は、漁港が連続して存在することにより、広く漁業が営まれ、能登地域の主要な産業を担っている。

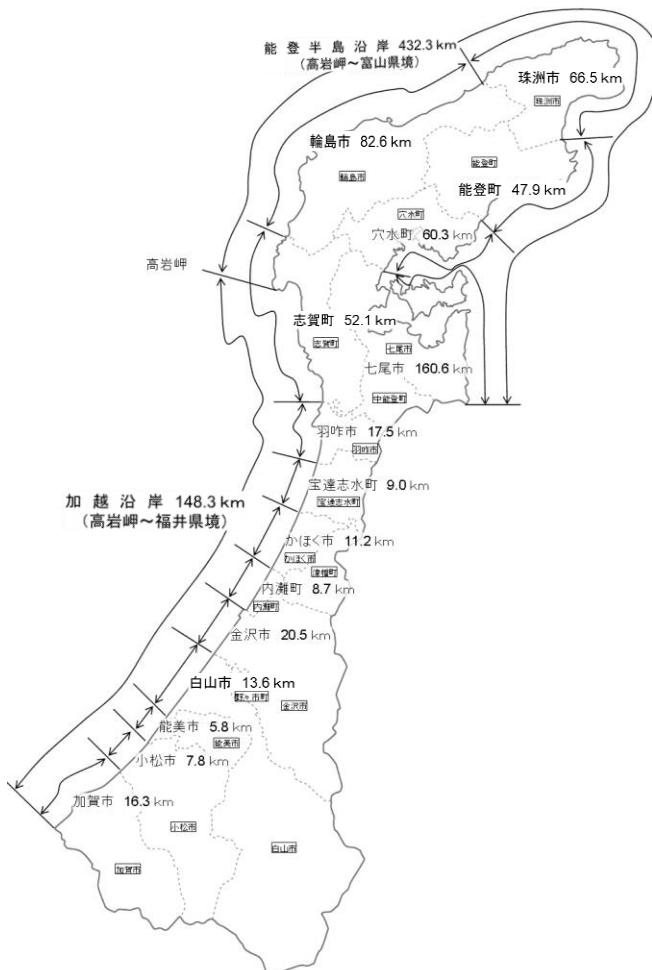


図1-1 石川県の海岸

表1-1 石川県の海岸線の延長

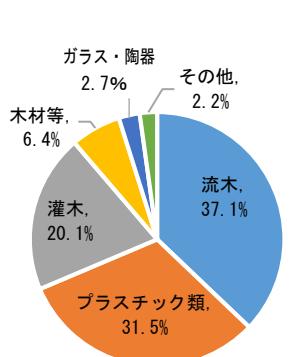
単位: km

	石川県	加越沿岸	能登半島沿岸
海岸線の延長	580.6	148.3	432.3
砂浜海岸	137.8	90.6	47.2
その他	442.8	57.7	385.1
国定公園区域延長	約227	約17	約210

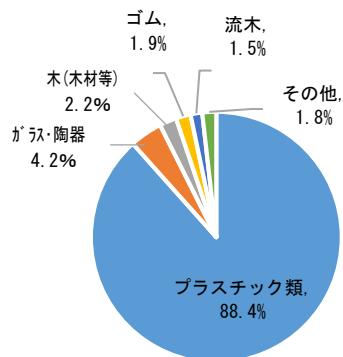
## 2 海岸漂着物等の現状

海岸漂着物等の回収は、国の補助金を活用して、県と市町が連携しながら行われており、回収量は632t/年（平成28～30年度の平均）であり、このうち、朝鮮半島からのものと思われる木造船等は41t/年（平成29～30年度の平均）である。また、海に面する10市5町全てで、地域ボランティアによる回収も行われている。

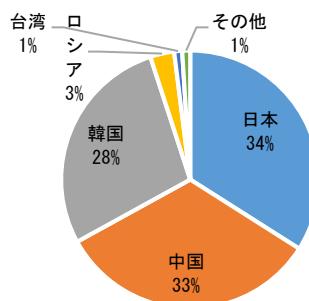
また、環境省が、羽咋市柴垣海岸で行った定点調査の結果（平成26年度漂着ごみ対策総合検討業務（平成22～26年度（5年間）合計）によれば、重量では、自然物である流木・灌木が約57%であり、人工物であるプラスチック類が約32%、木材等が約6%などであった。個数では、プラスチック類が約88%を占めた。ペットボトルの製造国別では、日本製が34%、中国製が33%、韓国製が28%などであった。



【種類割合（重量）】



【種類割合（個数）】



【国別集計（ペットボトル）】

図1－2 海岸漂着物等の種類別割合及びペットボトルの国別集計

（環境省 平成26年度漂着ごみ対策総合検討業務（平成22～26年度（5年間）合計））

### 3 石川県における海岸漂着物対策の基本的な方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るためにの施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図ることを目的とする。

海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらすめぐみを受けられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）や海岸の利用が総合的に「保全」、「再生」されることを旨として行われることが必要である。

また、県内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであるため、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。

さらに、国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること、及び微細であるためその回収・処分が困難であることから、プラスチック資源循環を徹底し、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、海岸漂着物等であるプラスチック類をマイクロプラスチックとなる前に円滑に処理すること、廃プラスチック類の排出の抑制、経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の減量、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。

加えて、県環境総合計画との整合性を図りながら、海岸漂着物対策に取り組むことが必要である。

これらの視点を踏まえた上で、今後の海岸漂着物対策の推進に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

#### （1）海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等によって海岸の景観や利用、海洋環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることが必要である。

##### ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸の自然的社会的条件に応じ、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理のため必要な措置を講じるものとする。その際には、海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して関係者間で適切な役割分担を定めるものとする。

##### イ 市町の協力義務

市町は、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理に関し、海岸管理者等に協力するものとする。市町の協力とは、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町の処理施設等において処分すること等が挙げられ、関係者間

で地域の実情を踏まえて検討の上、合意形成を図ることとする。

#### ウ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障ともなっている。漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や県、市町等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るように努める。

また、回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。

さらに、適正処理が困難な漂着物等の処理にあたっては、産業廃棄物処分業者等専門業者の処理施設も含めた処理体制の構築を図っていく。

#### （2） 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物等は、海外由来のものも見受けられるが、多くは国内に由来して山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものである。災害等によって流木等が大量に漂着する場合もあるが、県民の生活や事業活動に伴って発生するごみ等が多く含まれている。このため、海岸を有する地域だけでなく広く県民や関係団体等が連携した取り組みが必要となっている。

#### ア 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民の生活や事業活動に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるもののが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るためにには海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。

本県では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することや、環境中で破碎・細分化されたマイクロプラスチックは回収・処分が困難となることなど、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅や、ワンウェイ（使い捨て）のプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

#### イ ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物等には、廃プラスチック類等の生活系のごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見されることから（生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されない場合、その一部が水域を経て海岸漂着物等となるおそれがあるため）、これらを廃棄物として適正に処分することは、しいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。特に、廃プラスチック類の海域への流出や、それらによるマイクロプラスチックの排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、これらを海域に流出させないよう生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等の廃棄物の適正な処理を徹底することが必要である。

生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴って自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等を適正に処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

#### ウ 発生の状況及び原因等に関する実態把握

海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するために、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するための定期的な調査を行う。

#### エ ごみ等の不法投棄の防止等

ごみ等の不法投棄は廃棄物処理法等に基づく規制によって対応されるべきものであり、県及び市町は、不法投棄防止に係る施策の着実な実施に努めるものとする。

海岸漂着物等は、陸域の身近な散乱ごみに起因するものが多く含まれていることから、県民全体が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等のポイ捨て等の不法投棄を行わないことが重要である。特に、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促すことが重要である。

このために、廃棄物処理法等に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、ごみの適正処理に係る普及啓発や環境教育・消費者教育の推進を通じて、海岸漂着物等の実態や不法投棄が海洋汚染を引き起こすこと、特に廃プラスチック類がマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に生態系に影響を及ぼすおそれがあること等を県民に周知することなどにより、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図ること、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、防止看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施により、ごみ等の不法投棄がしにくい環境づくりに取り組む必要がある。

#### オ ごみ等の水域等への流出防止

海岸漂着物等には、森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るために、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって、土地から水域等へ流出防止を図ることが重要である。

県民又は事業者は、その所有する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

県及び市町は、河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散することの防止を図るために、地域の住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露天の営業等）その他の活動を行う者に対し、器材等の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じてごみ等の排出の防止に努めることが必要である。

さらに、漁業者等は、漁具等の海域で使用される資材が、厳しい海況等に起因して非意図的に流出しないよう、これらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組む。県や市町、事業者団体は、これらの事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努める。

#### カ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

海岸漂着物等の多くが他の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、必要により当該区域に対して（他の都道府県、周辺国については国と連携して）、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求ることとする。

### （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、広く県民が問題意識を共有するとともに、国・地方公共団体の他、意欲ある県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取り組みに努めること、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力することが必要である。

#### ア 県民、民間団体、事業者等の積極的な参画の促進

海岸漂着物等は山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、広く県民による協力が不可欠である。海岸漂着物等の処理等に対する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体、事業者等による自主的・積極的な取り組みが促進されることが重要である。

県及び市町においても地域の関係者の連携・協力が進められるよう、普及啓発等の施策を講ずるよう努めるものとする。

#### イ 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

海岸漂着物対策における民間団体等との連携に際しては、民間団体等の自発性・主体性が尊重されるべきである。

また、多様な主体の自発性・主体性を活かすためにも、連携する各主体間において公正性・透明性の確保が重要である。

#### ウ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働を支援することによって、重要な役割を果たすことが期待される。

県及び市町においても、これらの団体と緊密な連携の確保に努めることが必要であり、民間団体等による活動の充実に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。このため、県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。

### （4）国際協力の推進

海外由来の海岸漂着物については、必要に応じて国と連携して漂着状況の把握を行うよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。

### （5）その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

#### ア 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発

海岸漂着物対策を推進する上では、広く県民が当事者意識をもって自主的・積極的な取り組みが促進されるべきである。

県及び市町は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）や消費者教育の推進に必要な施策を講ずること、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図るものとする。

#### イ ごみ減量化推進員等の活用

市町は、ごみ減量化推進員の委嘱等により、ごみの減量化や不法投棄撲滅に取り組んでいる。この制度を活用することにより、より一層のごみ減量や不法投棄の撲滅に取り組むことにより、海岸漂着物等の発生抑制を効果的に推進する。

#### ウ 技術開発、調査研究の推進

海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に崖地海岸等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。

このため、海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた方法を検討する。

## II 石川県海岸漂着物対策地域計画

### 1 石川県海岸漂着物対策地域計画の内容

地域計画は、石川県が海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法の規定による国的基本方針に基づき、県が作成する計画であり、以下の事項について定める。

- 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 関係者の役割分担と相互協力に関する事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要なこと

### 2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

#### (1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

##### ア 選定方針

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）は、本県の海岸の特徴である「国定公園、景勝地など景観の保全の必要な区域が多い。」、「観光、レジャー等の利用の多い区域が連続する。」、「能登沿岸においては、漁港が連続し、主要な産業となっている。」など、海岸に求められる「景観の保全」、「利用状況」、「経済活動」、「環境保全」、「海岸漂着物の量」及び離島への配慮を考慮する。

本県の海岸の特徴として配慮する事項は、以下のとおりである。

- 国定公園区域
- いしかわ自然百景等の景勝地
- 海水浴場、観光地
- 港湾区域、漁港区域
- 貴重な動植物の存在
- 海岸漂着物回収の実績

##### イ 選定方法

###### (ア) 対象区域の範囲

配慮する事項を以下に示す対象区域に区分し、図2-1に対象区域1～6の範囲をプロットして示した。

対象区域1 国定公園区域

対象区域2 いしかわ自然百景等の景勝地

対象区域3 海水浴場、観光地

対象区域4 港湾区域、漁港区域

対象区域5 貴重な動植物の存在

対象区域6 海岸漂着物回収の実績

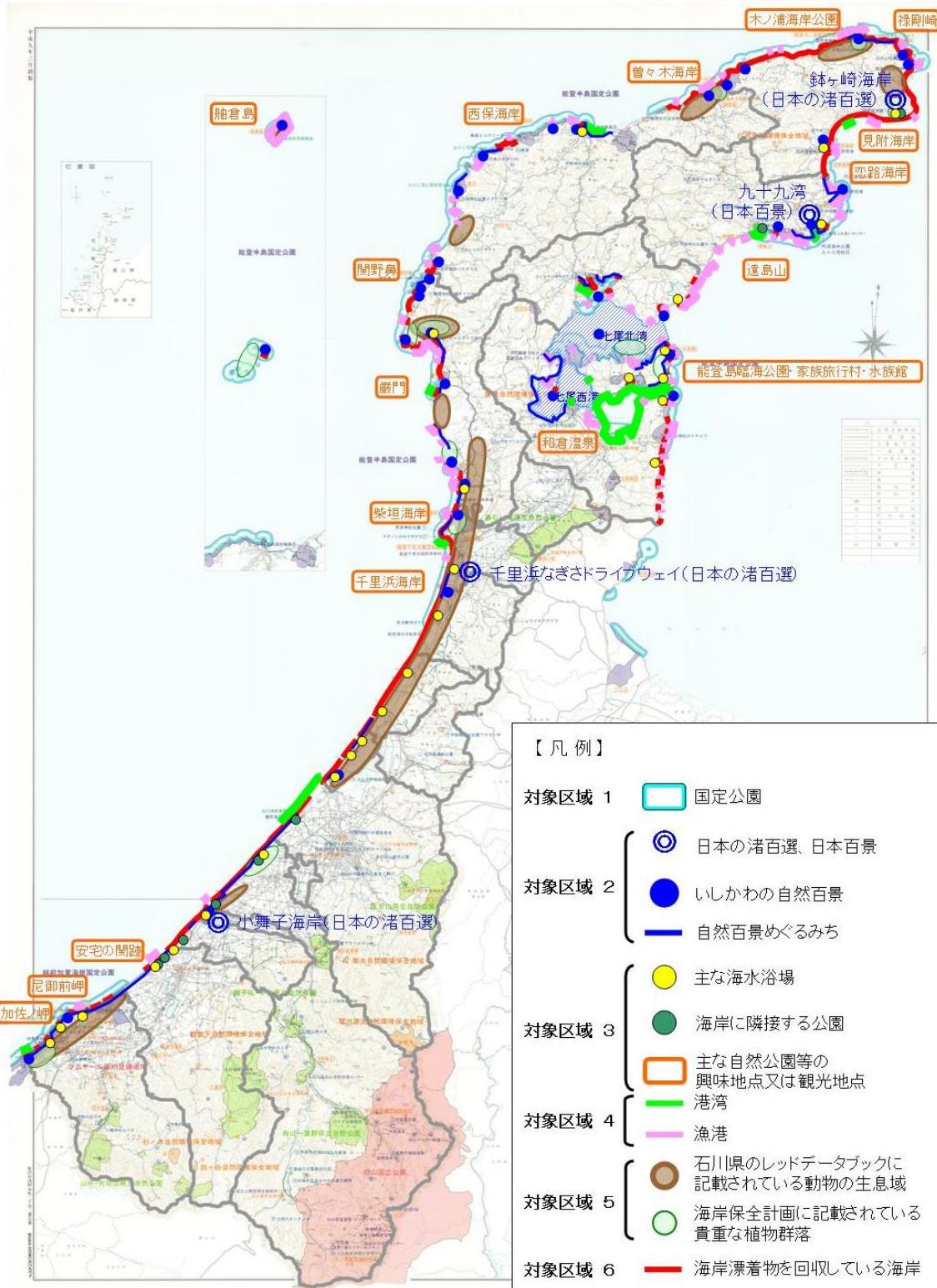


図 2－1 対象区域の範囲

#### (イ) 総合評価点方式による重点区域の設定

「平成 21 年度版海岸統計資料（各所管海岸線延長）」に示される海岸ごとに、配慮する事項を考慮して、総合評価点（評価係数（重み）に評価点数を乗じた数字の合計）を算出し、その総合評価点が平均評価点となる 24 点以上となった海岸を重点区域として設定する。

総合評価点の算出式を以下に示す。

総合評価点＝各配慮事項の評価係数×配慮事項の評価点数の合計

平均評価点＝各配慮事項の評価係数×2（配慮事項の平均評価点数）の合計

総合評価点方式の試算例を図 2-2 に示す。

重点区域選定のための評価試算(例)

市町別海岸延長					対象区域						海岸漂着物対策を重点的に推進する						評価係数								
市町	海岸名	海岸延長	保全区域	その他 の海岸	一般公共 海岸	砂浜幅が 10m異常	国定 公園区 域	のい 景勝 地 自然 百景等	海水浴場 、觀光 地	港 湾 区 域 、 漁 港 区 域	貴 重 な 動 植 物 の 存 在	回海 岸 の 漂 着 物 の 実 績	必 要 性 が 大	必 要 性 が 中	海 岸 利 用 が 多	海 岸 利 用 が 少	海 岸 利 用 が 中	經 濟 活 動 が 大	經 濟 活 動 が 中	經 濟 活 動 が 小	必 要 性 が 大	必 要 性 が 中	回 收 実 績 が 多	回 收 実 績 が 少	
1	2	3	4	5	6	景観の保全	利用状況	経済活動	環境保全	漂着物の量	総合評価点	評価点数													
○○市	○○海岸	10,266	8,401	1,391	474	8,437	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
○○市	△△海岸	5,240	4,716	524	0	4716	○	○	○	○	○	○	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	32		
○○市	△△海岸	2,369	1,895	0	474	2132	○	○	○	○	○	○	3	3	1	3	3	1	3	3	2	2	30		
○○市	◎◎漁港海岸	867	0	867	0	694	○	○	○	○	○	○	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	26		
○○市	▽▽港海岸	1,790	1,790	0	0	895	○	○	○	○	○	○	3	3	2	3	2	3	2	3	2	3	31		
○○市	小計	1,923	1,101	822	0	1,101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
○○市	□□海岸	1,223	1,101	122	0	1101	○	○	○	○	○	○	2	3	1	3	3	2	3	2	2	27	—		
○○市	□□漁港海岸	700	0	700	0	0	○	○	○	○	○	○	2	1	3	2	3	2	3	2	3	25	—		

□□海岸の総合評価点の試算例

平均評価点

景観の保全	評価係数 3 × 評価点数 2 = 6 点	6 点
利用状況	評価係数 3 × 評価点数 3 = 9 点	6 点
経済活動	評価係数 2 × 評価点数 1 = 2 点	4 点
環境保全	評価係数 2 × 評価点数 3 = 6 点	4 点
漂着物の量	評価係数 2 × 評価点数 2 = 4 点	4 点
合 计 = 27 点 > 24 点		

図 2-2 総合評価点方式による試算例

## ウ 重点区域

本県の海岸の特徴及び選定のための関連する区域の位置等を踏まえ、  
「本県の海岸 580.6 km の全域」及びその沿岸海域とする。

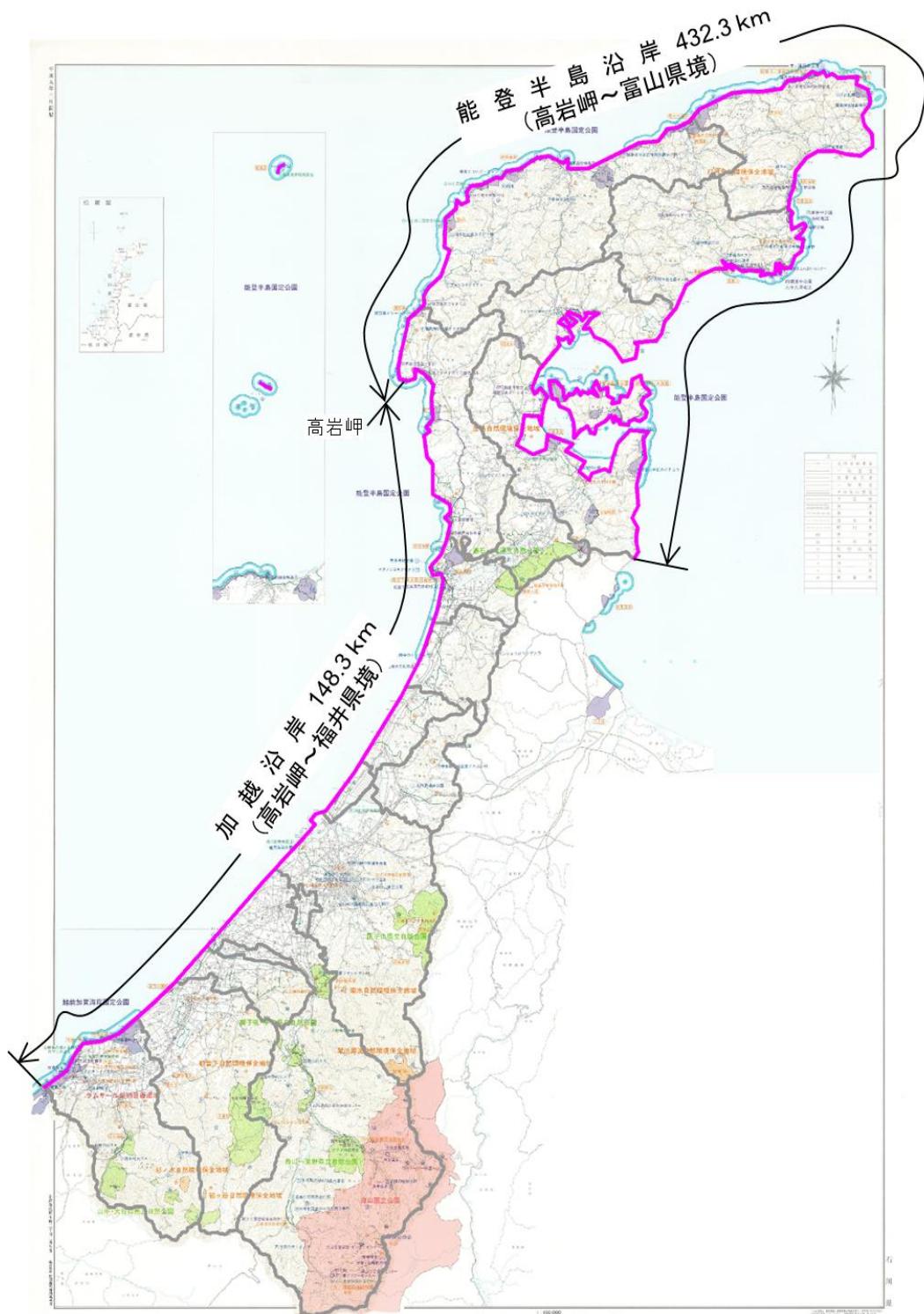


図2-3 重点区域図

## (2) 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

### ア 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理は、市町が海岸管理者に協力することにより行う。また、市町においては、地域の実情に応じ、ボランティアを積極的に活用するなど、効率的な処理となるよう配慮する。

漂流ごみ等の処理は、市町が、国や県とも連携・協力を図りながら、日常的に海域を利用する漁業者の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める。この場合において、漁業者がボランティア（無償）で持ち帰り、他のごみと分別して一時保管したものについては、ボランティア団体による海岸清掃で収集された海岸漂着物と同様に一般廃棄物として扱う。

なお、適正処理が困難な漂着物等の処理にあたっては、産業廃棄物処分業者等専門業者の処理施設も含めた処理体制の構築を図る。

### イ 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

海岸漂着物等の多くは、県民生活に伴って発生するごみ等が多く含まれていることから、その発生を抑制するためには、海岸のない市町を含む県内全域において共通の課題であるとの認識に立って、3Rの推進や不法投棄の防止などの発生抑制対策を講じる。

#### (ア) 3Rの推進

県は、容器包装リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法による3Rの取組みを推進するほか、県民、事業者、市町等と連携して、不必要的使い捨てプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組みを推進する。

また、スーパー、ドラッグストア等の事業者との協定締結を通じ、レジ袋の削減のほか、不必要的使い捨てプラスチックの使用抑制等を促進する。

さらに、事業者における廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組みを促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図る。

#### (イ) ポイ捨て・不法投棄の防止

県は、県不法処理防止連絡協議会で情報交換を行い、ヘリコプターによるスカイパトロール等を行うほか、市町職員への産業廃棄物に係る立入検査権限の付与、「不法投棄110番」など、関係機関と連携して、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を図る。

#### (ウ) 河川、道路等での清掃活動

海岸漂着物等の発生抑制に効果的であることより、いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援する。また、クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援する。

#### (エ) 自然系ごみの発生抑制

灌木、草類は、河川を通して海岸に漂着することより、発生抑制について検討していく。

#### ウ 普及啓発、環境教育又は消費者教育に関する事項

県及び市町は、県民、事業者及び民間団体等に対し、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題等について、イベントやホームページ、テレビ・ラジオ、リーフレット、広報誌等を活用して周知を図るよう努める。

県内各市町では、3Rの実践や廃棄物の適正処理に係る条例の制定やごみ減量化推進員の委嘱等の施策が実施されている。

これを継続するとともに、消費行動において、適切な商品選択や廃棄物処理を実践するよう、環境教育や消費者教育等の拡充に努める。

### 3 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

既に県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施され、定着している。このことから、県内の海岸漂着物対策を円滑に実施するには、現状の海岸漂着物等の回収体制を活用し、関係者が共通の認識のもとに改めてそれぞれ相互協力して継続して取り組むことが必要であり、効果的な海岸漂着物対策を実施するための役割分担と相互協力のあり方を検討する。

関係者の役割分担と相互協力を図2-4に示す。

なお、本県では、対馬海流の影響を受けて、国内・海外由来の海岸漂着物等が発生していることにより、必要に応じて他府県及び地域の関係者とも連携・協力を図るとともに、海岸漂着物等の発生抑制等に努めるものとする。

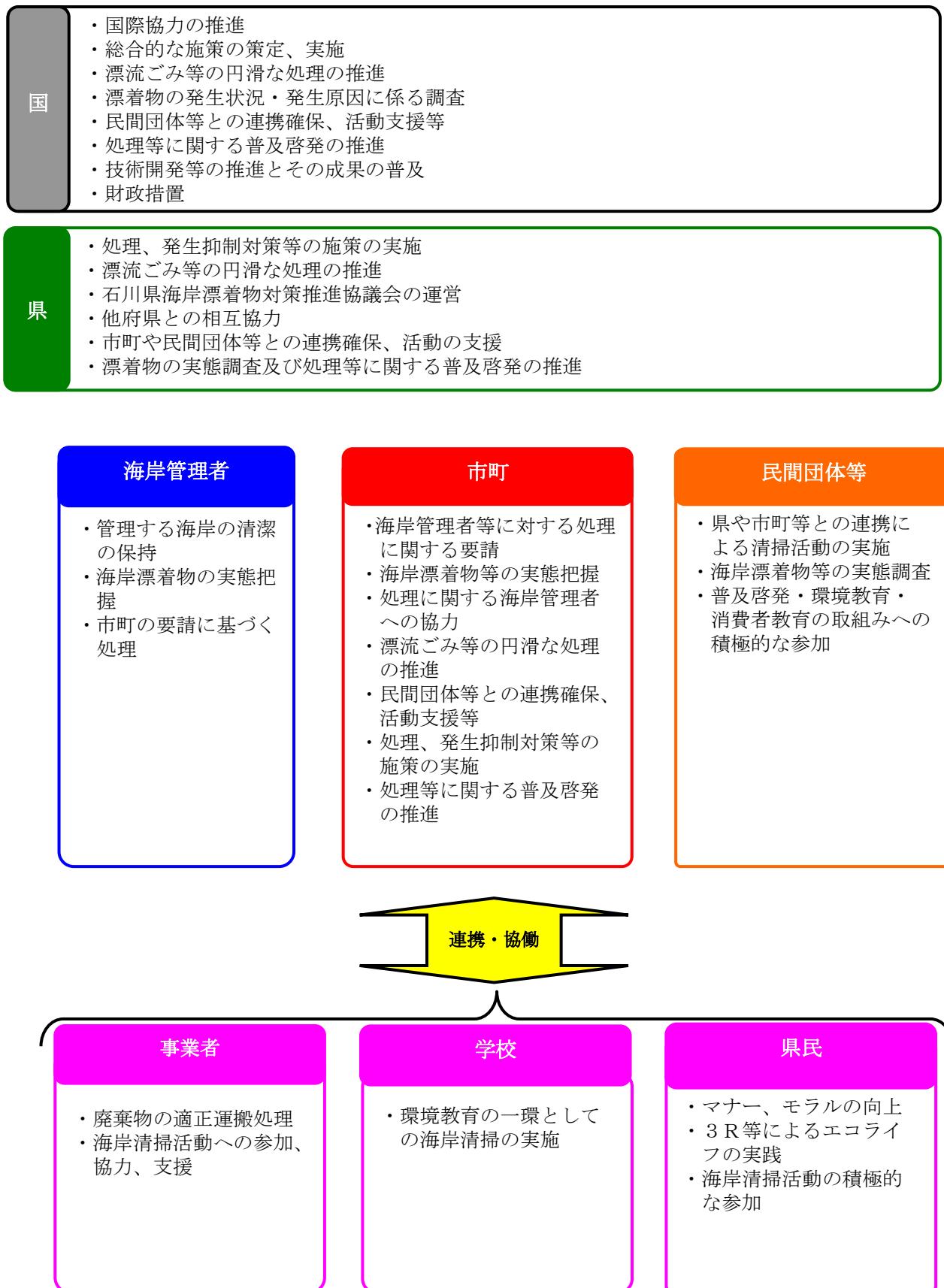


図2－4 関係者の役割分担と相互協力

#### 4 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要なこと

##### (1) モニタリングの実施

海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するために、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するための定期的に調査を行う。

##### (2) 災害等の緊急時における対応

災害により大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着がみられる場合の緊急時における対応について、必要により記載を行う。

##### (3) 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

海岸漂着物対策を推進するためには、地域住民、民間団体等の参画が必要であり、このために、広報等をとおして広く県民や民間団体に情報提供を行い、透明性の確保に努める。

##### (4) 地域計画の変更

国の基本方針の改定や石川県内における海岸漂着物対策に係る状況の変化等に伴い、計画内容の見直し等を行うものとする。